

サイバーセキュリティポリシー

城北信用金庫は、サイバーセキュリティリスクへの対応が重要な経営問題であると認識し、サイバーセキュリティ基本法（平成26年11月12日法律第104号）、サイバーセキュリティ経営ガイドライン（平成27年12月28日経済産業省策定）、その他サイバーセキュリティに関する関係諸法令等を遵守するとともに、その継続的な態勢整備に努めます。

1. 経営陣が自らリーダーシップを発揮し、対策を推進します
2. 業務委託先を含めたセキュリティ対策の整備に努めます
3. セキュリティ対策にかかる情報連携・情報開示に努めます

平成29年1月20日

城北信用金庫